

公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス県大レストラン業務委託 公募型プロポーザル実施要領

公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス県大レストランの業務委託における公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）については、この要領によるものとする。

1 趣旨

専門業者等が有するノウハウやアイデアを活用することにより、安全安心で栄養バランスのとれた、学生にとって魅力ある食事の提供を通じて、学生生活の充実向上を図る。

2 業務委託内容

別紙2「公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス県大レストラン業務委託仕様書」参照

3 提案書を提出する者に必要な資格

提案書を提出することができる者（以下、「参加者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(3) 飲食業の運営に必要な許可・免許等（食品衛生責任者等）を有する者であること。

(4) 過去において、利用対象者100名以上の学生食堂、学校給食、社員食堂等の業務運営または業務に携わった実績を有すること。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、受託予定者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、受託予定者の決定を取り消し、その者とは契約を締結せず、審査会において受託予定者の次に優れた提案を行ったと認められたものを受託予定者とする。

(1) 提案者が前記3の参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 提出期限までに提出資料が提出されない場合

(3) 複数の企画提案書を提出した場合

(4) 提出資料に虚偽の記載があった場合

(5) 著しく信義に反する行為があった場合

(6) 契約を履行することが困難と認められる場合

(7) 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合

(8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(9) 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

5 現地説明会

次の(1)～(3)により、現地説明会を開催する。

- (1) 日 時 令和3年10月18日(月) 15:00～
- (2) 集合場所 公立大学法人福井県立大学 本部棟3階大会議室
※別図1「現地説明会会場案内図」参照
※会議室での説明後、本学県大レストランを案内予定
- (3) 参加申込
 - ア 申込方法 Eメールにより、次の各事項を記載して、イに記載のアドレスに申込みを行うものとする。
①社名 ②参加人数 ③代表者の氏名
 - イ 申込アドレス j-anezaki@fpu.ac.jp
 - ウ 申込期限 令和3年10月15日(金)

6 質問の受付および回答

次の(1)～(3)により、プロポーザルに関する質問を受け付け、回答する。

- (1) 質問は、文書(様式任意)により郵送またはFAXで行うものとする。
- (2) 質問の受付期間は、現地説明会以降、令和3年10月21日(水)16時までとする。
- (3) 回答は、現地説明会参加者および質問者にFAXにより行う。

7 プロポーザルへの参加申込要領

プロポーザルへの参加申込みは、次の(1)～(5)に定めるところにより作成し、提出するものとする。

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書(様式1)
 - イ 法人等の概要(様式2)
 - ウ 会社の組織体制がわかる資料、パンフレット等
 - エ 業務運営の実績(様式3)
 - オ 運営体制を示す書類(様式任意)
(食品衛生責任者の予定者およびその有する資格を証明するもの等を含む)
 - カ 参加資格に係る誓約書(様式4)
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 参加申込期限 令和3年10月22日(金)16時
- (4) 提出方法 持参または郵送によること。郵送の場合は参加申込期限必着とする。
- (5) 提出先 公立大学法人福井県立大学 経営企画部 財務課(担当:姉崎)
〒910-1195 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
TEL 0776-61-6000(内線1012) FAX 0776-61-6011

8 企画提案書の提出

- (1) 作成要領 企画提案書(様式5)の内容は、別紙1「作成要領」および別紙2「仕様書」により作成するものとする。
- (2) 提出期限 令和3年11月2日(火)16時
- (3) 提出方法 持参または郵送によること。郵送の場合は提出期限必着とする。
- (4) 提出部数 8部
- (5) 提出先 公立大学法人福井県立大学 経営企画部 財務課(担当:姉崎)
〒910-1195 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
TEL 0776-61-6000(内線1012) FAX 0776-61-6011

(6) 提出辞退

プロポーザルへの参加申込みを行った後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出期限までに、上記（5）に提出すること。

なお、企画提案書提出の辞退は任意であり、当該辞退による本学の不利益な取扱いはない。

※提案内容は、プロポーザルのみに使用するものであり、公表または第三者に個別に情報提供することはない。

9 プレゼンテーション

企画提案の審査に係るプレゼンテーションを次の（1）～（3）により行う。

- (1) 日 時 令和3年11月11日（木）
※1社につき30分（説明20分、質疑応答10分）
※各社の時間割については別途連絡する。
- (2) 場 所 公立大学法人福井県立大学 本部棟3階特別会議室
- (3) 準備物 パワーポイントを用いる場合は、本学がパソコン・プロジェクター・スクリーンを準備するので、出席業者はデータのみUSBで持参すること。
- (4) 審査方法 審査要領による。
- (5) 受託予定者選定 審査会の審査において、最も優れた提案を行ったと認められたものを受託予定者とする。

10 企画提案の審査、業者の選定および選定結果通知

- (1) 審 査 企画提案の審査、また、これに基づく業者の選定は、別に定める審査要領により行う。なお、審査要領は、審査の対象になった者に対し、別途通知する。
- (2) 審査結果 審査結果は、審査会終了後できるだけ速やかに通知する。（別紙3）
- (3) 審査経緯 審査経緯については公表しない。

11 契約の締結

本学は、受託予定者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。

協議が整った場合に、本学と受託予定者と間で随意契約により、別紙2「仕様書」の内容に即して契約を締結する。

なお、選定された業者は、本学が指定する期日までに固定資産使用許可申請書を提出すること。

また、次の場合には、本学は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 受託予定者が、契約の締結に応じないとき
- (2) 受託予定者の財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損う行為等により、委託が不可能または著しく不適當となるような事情が生じたとき

12 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本学に協議のうえ、その承諾を得ること。

13 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。